【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成24年3月15日提出

【発行者名】 国際投信投資顧問株式会社

取締役社長 駒形 康吉 【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

【事務連絡者氏名】 佐々木 直彦

【電話番号】 03 (5221) 6110

【届出の対象とした募集(売出)内国投 資信託受益証券に係るファンドの名称】

グローバル高金利通貨オープン (毎月決算型)

【届出の対象とした募集(売出)内国投

資信託受益証券の金額】

上限5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年9月20日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、有価証券報告書の提出等に伴う訂正事項がありますので、これの訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

以下、有価証券報告書の提出に伴い「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況および第3 ファンドの経理 状況」について以下の通り全文を訂正いたします。

<訂 正 後>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

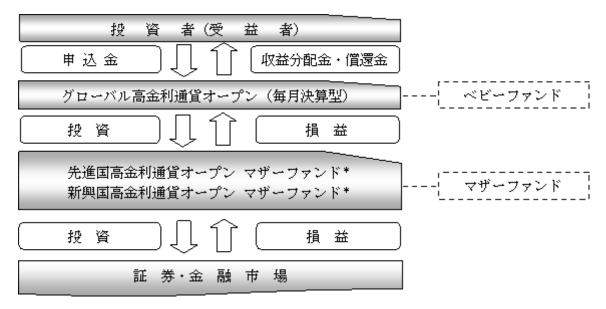
1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファミリーファンド方式^{*}により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

* ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



* 「先進国高金利通貨オープン マザーファンド」、「新興国高金利通貨オープン マザーファンド」については、以下、総称して「マザーファンド」という場合があります。

信託金の限度額

- 5,000億円です。
- * 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

基本的性格

社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	
単位型投信	国内	株式債券	
	海外	不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産	
	内外	資産複合 	

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とと
	もに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的
	に源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債
	券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

周江区刀 农	Ī			
投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
 株式 一般	年1回	グローバル		
成	年 2 回	(日本含む)		
は、一方で主が、	年4回	日本	ファミリー	あり
一般 公債	年6回(隔月)	 北 米	ファンド	
社債 その他債券	年12回(毎月)	区次州		
クレジット属性	日々	 アジア		
不動産投信	その他	オセアニア		なし
その他資産		 中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	
(投資信託証券(債券・		アフリカ		
一般))				
資産複合		中近東(中東)		
		エマージング		

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券(債券・ 一般))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、債券(一般 [*])に投資する。 *一般とは、公債* ¹ 、社債* ² 、その他債券* ³ 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が 世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものを いう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として 投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨 の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの をいう。

- * 1公債・・・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- * 2 社債・・・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する 旨の記載があるものをいう。
- *3その他債券・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp)より確認してください。

ファンドの特色



先進国と新興国のソブリン債券*1および準ソブリン債券*2を主要投資対象とします

- ◆ 先進国高金利通貨オープン マザーファンドを通じて先進国の債券に、新興国高金利通貨オープン マザーファンドを通じて新興国の債券に投資します。
- ◆債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。



- 【ソプリン債券】 各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。 また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。
- *2 【準ソプリン債券】 政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。



先進国と新興国の債券に当ファンドの純資産総額の50%程度ずつ投資し、 それぞれの割合が一定の範囲となるよう調整します。

- ◆原則として、相対的に金利の高い先進国5通貨、新興国5通貨を選定し、現地通貨建の債券に均等に投資します。
- ◆原則として、選定通貨の見直しは、定期的に行います。
 - ●委託会社が必要と判断した場合は、別のタイミングで一部通貨の入替えを行うことがあります。
- ◆残存期間が3年を超える債券には、原則として投資を行いません。
 - ※市況動向等によっては、選定した通貨建債券等の代替として、米ドル建等の債券等に投資する場合があります。 また、流動性等を考慮して、為替予約取引等を利用して各国通貨への実質的な投資を行う場合があります。
- ◆原則として、対円での為替へッジは行いません。



通貨選定について

- ●各通貨の金利水準を最重要視します。
- ●各国のファンダメンタルズや市場規模、流動性等も考慮します。
- ●ユーロ通貨の金利は、投資対象国のユーロ採用国の中から最も金利の高い国の金利を採用し、実際に投資する場合は、原則として同国の債券に投資します。
- ※各国のファンダメンタルズや市場規模等を考慮して、選定通貨数を先進国および新興国で5通貨ずつ(合計10通貨) としない場合があるほか、各国の流動性や金利状況等を勘案して、各通貨への投資配分を均等としない場合もあります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然 災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、 残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。



「新興国高金利通貨オープン マザーファンド」の運用指図権限を ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

●ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つです。 徹底したリサーチを行い、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがボートフォリオ管理を行います。



毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
- ◆毎年6月および12月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。 (ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。)



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

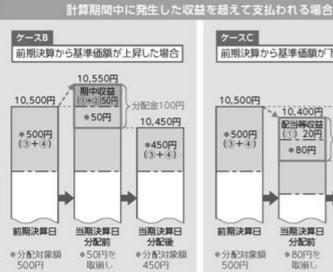
◆投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

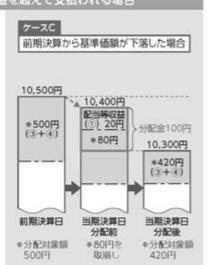


◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払 われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合 ケースA 10.600円 期中収益 分配金100円 (1+2) 10,500円 10.500円 *500円 (3+4) *500円(3+4) 前期決算日 当期決算口 当期沖算円 分配後 分配前 *分配対象額 *分配対象額 *分配対象額 500円 600円





分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

期中収益に該当する部分:①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後) 期中収益に該当しない部分:③分配準備積立金 ④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースAの損益:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円 ケース8の損益:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケース Cの損益:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、C のケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ 異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」 と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

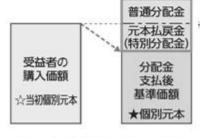
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

◆受益者のファンドの購入価額(個別元本)によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部 払戻しに相当する場合があります。

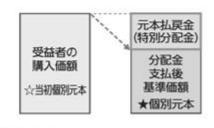
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



率元本払戻金(特別分配 金)は実質的に元本の 部払戻しとみなされ、 その金額だけ個別元本 が減少します。 また、元本払戻金(特別 分配金)部分は非課税 扱いとなります。



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配 金)の額だけ減少します。

JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス (グローパル) (JPMorgan GBI (Global)) およびJPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス・ エマージング・マーケッツ (JPMorgan GBI-EM) は、JPモルガンが算出する指数です。

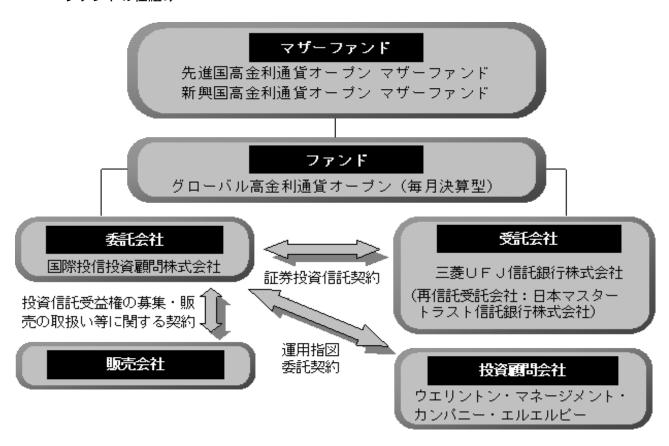
それらのインデックスおよびそのサブインデックスが参照される可能性のある、いかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。

JPモルガンは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否、またはJPMorgan GBI (Global)、JPMorgan GBI-EM およびそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何らかの明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

(2)【ファンドの沿革】

平成20年 1 月31日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- a.委託会社(国際投信投資顧問株式会社) ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- b. 受託会社(三菱UF」信託銀行株式会社、再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

- c.投資顧問会社(ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー) 新興国高金利通貨オープン マザーファンドの運用指図等を行います。
- d . 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a.証券投資信託契約(委託会社と受託会社との契約) 証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利 義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- b.運用指図委託契約(委託会社と投資顧問会社との契約) 新興国高金利通貨オープン マザーファンドの運用指図に関する権限委託の内容およびこれに

係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。

c.投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約(委託会社と販売会社との契約) 受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の 受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

a. 資本金(平成23年12月末現在) 26億8千万円

b . 沿革

昭和58年3月1日 国際投信委託株式会社設立 昭和59年12月12日 国際投資顧問株式会社設立 平成9年7月1日 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

c . 大株主の状況(平成23年12月末現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券ホールディ ングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 4番1号	7,161株	55.09%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目 6番5号	1,400株	10.77%
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号	899株	6.91%

d . 金融商品取引業者登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第326号

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、先進国と新興国のソブリン債券(国債、政府保証債等をいいます。)および準ソブリン債券(政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。)を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

- a . マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b.原則として、ファンドの純資産総額に対して各マザーファンドへ2分の1程度の投資を行い、 各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。
- c.マザーファンド受益証券を通じて、先進国と新興国の現地通貨建のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。
- d . ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
 - (a)ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内 とします。
 - (b)同一企業が発行する債券への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
 - (c) 残存期間が3年を超える債券には、原則として投資を行わないものとします。
- e.債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- f. 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- g.投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制 の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を

含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2)【投資対象】

先進国高金利通貨オープン マザーファンドおよび新興国高金利通貨オープン マザーファンドの各受 益証券を通じて、先進国と新興国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a . 有価証券
- b.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5) 信託約款に 定める投資制限の ないし および に定めるものに限ります。)に係る権利
- c . 約束手形
- d . 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された先進国高金利通貨オープン マザーファンドおよび新興国高金利通貨オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a.転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
- b . 国債証券
- c . 地方債証券
- d . 特別の法律により法人の発行する債券
- e.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株 引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- f.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i . 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法 第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- i . コマーシャル・ペーパー
- k.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 1.外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.からk.の証券または証書の性質を有するもの
- m.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で

定めるものをいいます。)

- o.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものを いい、有価証券に係るものに限ります。)
- q.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)
- t.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- u . 外国の者に対する権利でt . の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、l.およびq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券ならびにl.、n.およびq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.の証券およびn.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f . 外国の者に対する権利でe . の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応 で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 のa.からf.までに 掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a . 先物取引等
- b . スワップ取引
- c . 金利先渡取引および為替先渡取引
- d . 直物為替先渡取引

(3)【運用体制】

ファンドおよび先進国高金利通貨オープン マザーファンド

運用に関する主な会議および組織は次の通りです。(平成23年12月末現在)

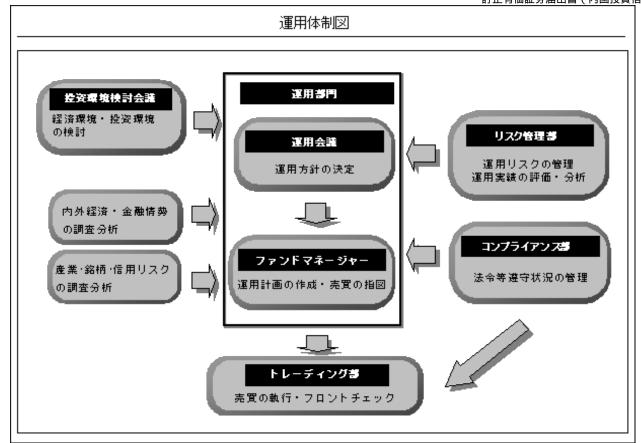
会議	役割・機能	
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。	
運用会議	議 原則として月1回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金お び収益分配金の決定に関する方針の決定を行います。	

組織	役割・機能
----	-------

国際投信投資顧問株式会社(E12428)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

運用部門(ファン ドマネージャー) ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。



参考

- ・「ファンド」および「先進国高金利通貨オープン マザーファンド」の運用は、運用部門の債券 運用部が担当し、ファンドマネージャー3名で運用を行います。
- ・トレーディング部、リスク管理部、コンプライアンス部においては総勢30名程度で上記業務に当たります。

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドおよび先進国高金利通貨オープン マザーファンドの 運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー(運用担当者)の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

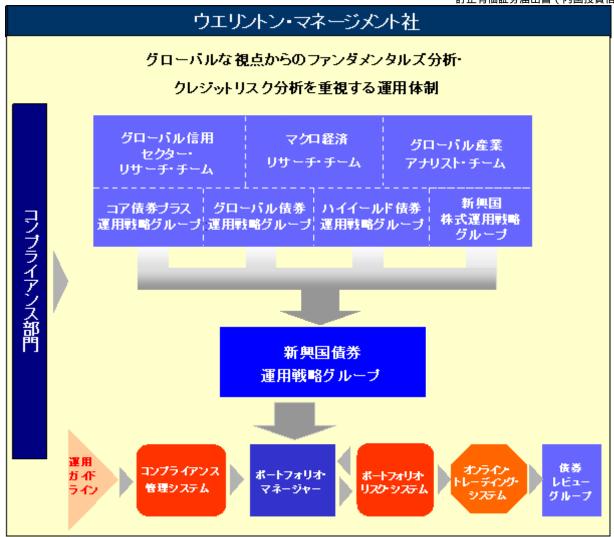
関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、受託会社より年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

(注)組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

新興国高金利通貨オープン マザーファンド

委託会社は、運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント社に委託します。 ウエリントン・マネージメント社の運用体制(平成23年12月末現在)



参考

ウエリントン・マネージメント社の運用部門および関連部署の人員体制

シェックトラー (1・ラグラー にの足が部)ののの例を配合の代条件制			
新興国債券運用戦略グループ	28名		
トレーダー	51名		
「債券レビュー・グループ	12名		
リーガル&コンプライアンス・グループ	83名		
プロダクト・マネジメント部門	79名		

ウエリントン・マネージメント社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

ウエリントン・マネージメント社は、投資顧問業者として米国証券取引委員会(SEC)に登録を行っており、同社が運用を行う全ての顧客勘定に適用される投資顧問業法206条(4) - 7のコンプライアンス・プログラム・ルールに従って、同法を遵守するための合理的な政策や方針書(倫理規範を始め、ポートフォリオ・マネジメント、売買執行、口座管理、マーケティングおよびコミュニケーションに関するもの)を策定・導入しています。これらの政策・方針書により、受託者としての業務の基準を維持しています。

投資顧問会社の運用体制に対する委託会社の管理体制(平成23年12月末現在)

用ガイドラインを遵守して行われているかを日々チェックします。

- a . 外部委託運用部の役割 ウエリントン・マネージメント社の運用が、新興国高金利通貨オープン マザーファンドの運
- b.コンプライアンス部の役割 新興国高金利通貨オープン マザーファンドの運用について、法令等の遵守状況に関し、定期的 にチェックします。

c . リスク管理部の役割

新興国高金利通貨オープン マザーファンドの運用実績の状況について定期的に評価を行います。その評価結果については外部委託運用部および関係各部を通じてウエリントン・マネージメント社に通知することがあります。

参考

- ・「新興国高金利通貨オープン マザーファンド」の運用は、運用部門の外部委託運用部が担当し、ファンドマネージャー5名で運用を行います。
- ・リスク管理部、コンプライアンス部においては総勢20名程度で上記業務に当たります。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。

また、受託会社については、年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

(注)組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎月22日(休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第1期の決算時には原則として分配を行いません。

a . 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に 使用することができます。

b . 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。)

c . 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a.「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日 (原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

b.「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の 異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

- a.信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (a)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (b)売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

株式への投資

株式への実質投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

投資信託証券への投資

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドを除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託 財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の 純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみな した額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産 総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b.信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができる ものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (a) 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - (b)株式分割により取得する株券
 - (c)有償増資により取得する株券
 - (d)売出しにより取得する株券
 - (e)信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使に より取得可能な株券
 - (f)信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権((e) に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第 8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条 第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法

第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。) ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします
- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない 範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを 回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品 取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をす ることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売 予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨 建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の 範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買 予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引な らびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指 図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。) の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(以下(b)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ

全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産 総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の 条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をするこ とができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超 えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの 限りではありません。
- c . スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマ ザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみ なした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下 c. におい て同じ。) が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の 事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資 産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワッ プ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マ ザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産 の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額を いいます。
- d.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。
- e . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクお よび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をす ることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファ ンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可 能なものについてはこの限りではありません。
- c . 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、 信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一 部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取 引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合 には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するも
- d . 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、 信託財産に係るヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額を超えないものとします。なお、信託財 産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額が減少して、為替先 渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額の合計額を超えることと なった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を 指図するものとします。
- e . 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必 要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付 社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権 付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、 信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める 当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 有価証券の貸付の指図および範囲

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額 の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の 一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の 決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻 しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b , 売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引 の指図をすることができます。なお、外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c.限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的

国際投信投資顧問株式会社(E12428)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、直物為替先渡取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- b. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えない ものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限 りではありません。
- c. 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、 当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

デリバティブ取引(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

先進国高金利通貨オープン マザーファンド - 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、先進国のソブリン債券(国債、政府保証債等をいいます。)および準ソブリン債券(政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。)を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

先進国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

先進国の現地通貨建のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。

原則として、投資対象国通貨の中から相対的に金利の高い5通貨を選定し、現地通貨建の債券に均等に投資します。

- イ.通貨の選定にあたっては、各通貨の金利水準を最重要視しますが、各国のファンダメンタルズや市場規模、 流動性等も考慮します。
- 口.各国のファンダメンタルズや市場規模、流動性等を考慮して、選定通貨数を5通貨としない場合があるほか、各国の流動性や金利状況などを勘案して、各通貨への投資配分を均等としない場合もあります。 ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
- イ.ソブリン債券以外への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- 口.同一企業が発行する債券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ハ.残存期間が3年を超える債券には、原則として投資を行わないものとします。

債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3.投資制限

- (1)株式への投資は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (2)投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において、信託財産の純資 産総額の5%以内とします。
- (5)有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- (6)スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- (7)外貨建資産への投資は、制限を設けません。

新興国高金利通貨オープン マザーファンド - 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、新興国のソブリン債券(国債、政府保証債等をいいます。)および準ソブリン債券(政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。)を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

新興国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

新興国の現地通貨建のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。

原則として、投資対象国通貨の中から相対的に金利の高い5通貨を選定し、現地通貨建の債券に均等に投資します。

- イ.通貨の選定にあたっては、各通貨の金利水準を最重要視しますが、各国のファンダメンタルズや市場規模、 流動性等も考慮します。
- ロ.各国のファンダメンタルズや市場規模、流動性等を考慮して、選定通貨数を5通貨としない場合があるほか、各国の流動性や金利状況などを勘案して、各通貨への投資配分を均等としない場合もあります。 ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
- イ、ソブリン債券以外への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- 口.同一企業が発行する債券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ハ、残存期間が3年を超える債券には、原則として投資を行わないものとします。

債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然 災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動 向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用指図委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図 (国内の短期金融資産の運用を除きます。)に関する権限を委託します。

3.投資制限

- (1)株式への投資は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (2)投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において、信託財産の純資 産総額の5%以内とします。
- (5)有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。
- (7) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。

以上

3【投資リスク】

(1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。 (主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

為替変動リスク

ファンドは、原則として10通貨建の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、 ファンドの基準価額の変動要因となります。

金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション*が長いほど大きくなります。

* デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標です。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、 その間の金利変動に対する債券価格の変動(感応度)が大きくなります。

信用リスク(デフォルト・リスク)

債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性などにより 債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国 が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延) が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する 可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないこ とがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a. 先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率などの 経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b.政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- c. 海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。

d. 先進国と比較して情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が 変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

運用指図の権限委託に係る留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、新興国高金利通貨オープンマザーファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。

なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の 指図に関する権限を委託すること、および新興国高金利通貨オープン マザーファンドの名称を変 更することができます。

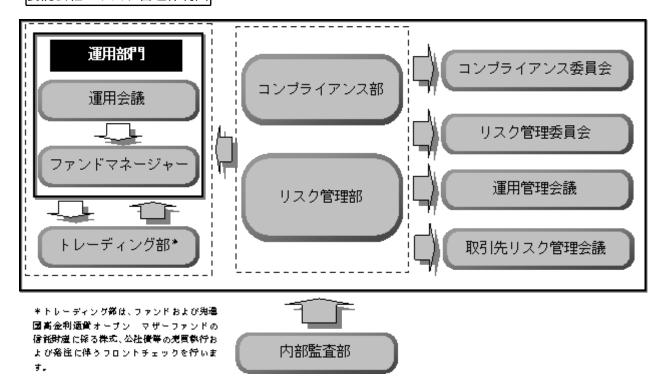
その他の主な留意点

- a.受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b.法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c.信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、多面的にファンドおよびマザーファンドの投資リスク管理を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



a . 外部委託運用部

新興国高金利通貨オープン マザーファンドにおける運用ガイドラインの遵守状況のチェックを 行います。

b . トレーディング部

ファンドおよび先進国高金利通貨オープン マザーファンドの信託財産に係る株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

c . コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

d. リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

e . 内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- * コンプライアンス委員会(原則、毎月開催)において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、 その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- * リスク管理委員会(原則、毎月開催)において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- * 運用管理会議(原則、毎月開催)において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- * 取引先リスク管理会議(原則、四半期毎に開催)において、信託財産の運用に係る運用リスクの うち、取引相手先の決済不履行リスク(カウンターパーティー・リスク)に関する管理方針等 の検討を行っています。

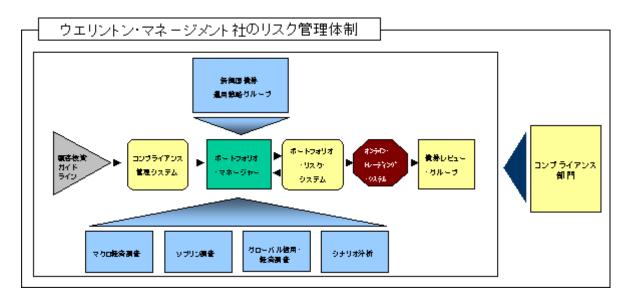
* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

新興国高金利通貨オープン マザーファンド

委託会社は、新興国高金利通貨オープン マザーファンドの運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント社に委託します。

ウエリントン・マネージメント社および委託会社では、当該マザーファンドの運用ガイドラインの遵守 状況および当該マザーファンドの運用に係るリスクを多面的に管理します。

ウエリントン・マネージメント社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



コンプライアンスおよびポートフォリオ管理をポートフォリオ運用プロセスの重要な一部と位置づけており、ポートフォリオ・マネジメント部門、債券レビュー・グループ、コンプライアンス部門の3部門が関与します。

a.ポートフォリオ・マネジメント部門

ポートフォリオ・マネジメント・グループは、すべての取引を執行する前に各取引に含まれる リスクを検証します。各取引は個別にチェックが行われるだけでなく、既存ポートフォリオに 与える影響についても検討され、取引執行後のポートフォリオが運用ガイドラインのリスク許 容度の範囲内であるか、各運用戦略グループの方針と合致しているかを確認します。このプロ セスにより、ポートフォリオ・マネジメント・グループは運用ガイドラインに抵触する恐れの ある取引を執行前に把握することが可能となります。

ウエリントン・マネージメント社では、ポートフォリオ・マネジメント・グループによる管理に加え、イントラネットをベースに、コンプライアンス管理システムを導入しています。コンプライアンス管理システムはコンプライアンス管理において重要な二つの機能を有しています。まず、コンプライアンス管理システムは各取引執行前にポートフォリオ・レベルで運用ガイドラインへの抵触がないかを検証します。このコンプライアンス管理システムによる検証は、前記のポートフォリオ・マネジメント・グループによる取引前のチェックに追加して行います。次に、コンプライアンス管理システムはポートフォリオの保有銘柄の検証を日々行い、運用ガイドラインが遵守されていることを確認します。

b. 債券レビュー・グループ

債券レビュー・グループは毎月会合を開催し、投資目標、制約条件といった「運用ガイドライン」と整合が取れた運用が行われているか、各運用戦略グループの投資戦略に則って運用されているかを検証します。

c.リーガル&コンプライアンス・グループ内コンプライアンス部門 コンプライアンス部門は、顧客ガイドラインや法令遵守状況監視プログラムの制定、維持、遂行 を行います。また法令を遵守した業務遂行が可能な管理体制を維持するために各種方針や倫理

EDINET提出書類 国際投信投資顧問株式会社(E12428) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

規定を整備します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

手数料率:上限3.15%(税抜3.00%)

申込手数料は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。 販売会社は、「グローバル高金利通貨オープン(1年決算型)」の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.15%が差引かれます。

(3)【信託報酬等】

- a.信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.9450% (税抜0.9000%)の率を乗じて得た額とします。
- b.信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成23年12月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	受託会社	販売会社
年0.9450%	年0.4620%	年0.0315%	年0.4515%
(税抜0.9000%)	(税抜0.4400%)	(税抜0.0300%)	(税抜0.4300%)

* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

なお、委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

当該投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬から年2回の別に定める日をもって支弁するものとし、その投資顧問報酬額は、新興国高金利通貨オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、新興国高金利通貨オープン マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.3%の率を乗じて得た金額に対して、新興国高金利通貨オープン マザーファンドに対するファンドの所有割合を乗じて得た金額とします。

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

- a.信託財産に関する租税、監査費用(消費税等相当額を含みます。)等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- b.信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率(年0.0042%(税抜0.0040%))以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産 中より支弁します。

その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

- * 以下の内容は、平成23年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成25年	収益分配金	普通分配金配当所得		源泉徴収(申告不要)10% ^{*1} (所得税 7 % ^{*1} 地方税 3 %)
12月31日 まで	一部解約金	镩疶兴	譲渡益譲渡所得	申告分離課税 ^{*2} 10% ^{*1}
~ C	償還金	哉 <i>l</i> 支血		(所得税 7 % ^{* 1} 地方税 3 %)
 平成26年	 収益分配金	普通分配金配当所得	配当所得	源泉徴収(申告不要)20% ^{* 1}
	4XIII 77 AC 32			(所得税15% ^{*1} 地方税 5 %)
1月1日 以降	一部解約金	譲渡所得	申告分離課税 ^{*2} 20% ^{*1}	
JAP4	償還金	譲渡益	硪 <i>岐州</i> 1守	(所得税15% ^{*1} 地方税 5 %)

- * 1 平成25年1月1日から平成49年12月31日の間は、上記とは別に所得税部分につき、所得税額に対し、2.1%の復興特別所得税がかかります。
- *2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。
 - 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
 - 2 配当控除の適用はありません。

法人の受益者に対する課税

•					
		所得税法上の対象額	税率等		
	収益分配金	普通分配金額	 平成25年12月31日までは源泉徴収7% [*] (所得税)		
	一部解約金	解約価額の個別元本超過額	_ `		
	償還金	償還価額の個別元本超過額	 平成26年1月1日以降は源泉徴収15%*(所得税) 		

* 平成25年1月1日から平成49年12月31日の間は、上記とは別に所得税部分につき、所得税額に対し、2.1%の復興特別所得税がかかります。

税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。 その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

a. 受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(消費税等相当額を含みます。) は含まれてい

EDINET提出書類 国際投信投資顧問株式会社(E12428) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c.受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。 受益者が収益分配金を受取る際は、

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配 金)を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成23年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	8,682,426,198	99.00
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		87,620,180	1.00
合計 (純資産総額)		8,770,046,378	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)先進国高金利通貨オープン マザーファンド 投資状況

(平成23年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	カナダ	895,257,253	20.48
	オーストラリア	850,478,286	19.46
	スウェーデン	804,572,733	18.40
	ノルウェー	790,282,656	18.08
	オーストリア	793,225,697	18.15
	小計	4,133,816,625	94.57
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		237,430,608	5.43
合計 (純資産総額)		4,371,247,233	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)新興国高金利通貨オープン マザーファンド 投資状況

(平成23年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	ブラジル	888,986,971	20.06
	トルコ	862,998,847	19.47
	ハンガリー	790,313,234	17.83
	ポーランド	867,113,067	19.57
	南アフリカ	899,416,991	20.29
	小計	4,308,829,110	97.22
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		123,122,383	2.78
合計 (純資産総額)		4,431,951,493	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

* その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

(平成23年12月30日現在)

取引所	種類 / 名称等	種類 / 名称等 第価 (円)		投資比率(%)	
	為替予約取引				
市場取引 以外の取引	売建				
	アメリカ・ドル	15,756,685	15,757,901	0.36	

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

(注2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(全銘柄)

(平成23年12月30日現在)

			国/			帳簿価額		投資 比率	
順位	銘柄名	種類	地域	総口数(口)	単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	比率 (%)
1	先進国高金利通貨オープン マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	5,667,279,764	0.7720	4,375,199,978	0.7686	4,355,871,226	49.67
2	新興国高金利通貨オープン マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	5,301,501,008	0.8262	4,380,100,133	0.8161	4,326,554,972	49.33

- (注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。
- (注2)親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成23年12月30日現在)

国内 / 外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.00
	合計	99.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(参考)先進国高金利通貨オープン マザーファンド 投資有価証券の主要銘柄 (全銘柄)

(平成23年12月30日現在)

_	(11111111111111111111111111111111111111												
順位	国/	種類	銘柄名	通貨	通貨 券面総額		帳簿価額 評価額			利率 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	償還期限	投資比率	
位	地域	作里式只	始似 有	进具	分山総領	単価	金額	単価	金額	金額(円)	(%)	貝 医	(%)
1	オーストラ リア		AUD GOVT. BOND '120415	オースト ラリア・ ドル	10,700,000	100.49	10,753,286.00	100.46	10,749,220.00	850,478,286	5.75	2012年4月 15日	19.45
2	スウェーデ ン	国債証券	SWED GOVT. BOND '121008	スウェー デン・ク ローナ	69,000,000	103.49	71,408,790.00	103.37	71,327,370.00	804,572,733	5.5	2012年10 月8日	18.40
3	オーストリア	国債証券	AUSTRIA '140715	ユーロ	7,300,000	107.56	7,851,880.00	107.89	7,876,335.00	793,225,697	4.3	2014年7月 15日	18.14
4	ノルウェー		NORWEGIAN GOVT. '130515	ノル ウェー・ クローネ	57,000,000	107.19	61,101,150.00	106.98	60,978,600.00	790,282,656	6.5	2013年5月 15日	18.07
5	カナダ		CANADIAN GOVT '130601	カナダ・ ドル	6,000,000	106.22	6,373,740.00	106.01	6,360,840.00	484,823,224	5.25	2013年6月 1日	11.09
6	カナダ		CANADIAN GOVT '130601	カナダ・ ドル	5,200,000	103.72	5,393,804.00	103.55	5,384,860.00	410,434,029	3.5	2013年6月 1日	9.38

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成23年12月30日現在)

国内 / 外国	種類	投資比率(%)
外国	国債証券	94.57
	合計	94.57

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

(参考)新興国高金利通貨オープン マザーファンド 投資有価証券の主要銘柄 (全銘柄)

(平成23年12月30日現在)

順	国/	1壬 半五	Δ#∓ <i>Ε</i> 7	、字化	* =		帳簿価額		評価額		利率	(学)== 1070	投資
位	地域	種類	銘柄名	通貨	券面総額	単価	金額	単価	金額	金額(円)	(%)	償還期限	比率 (%)
1	南ア フリ カ	国債 証券	SOUTH AFRICA GOVT '140115	南アフリ カ・ラン ド	92,120,000	102.61	94,529,859.20	102.66	94,575,919.20	899,416,991	7.5	2014年1月 15日	20.29
2	ブラ ジル	国債 証券	BRAZIL NTN-F '130101	ブラジル ・レアル	16,356,000	104.69	17,124,257.67	104.75	17,133,367.96	710,520,769	10	2013年1月 1日	16.03
3	호 고 _디	国債証券	TURKEY GOVT BOND '120808	トルコ・リラ	14,310,000	93.71	13,410,187.20	93.79	13,393,040.98	543,355,672	ı	2012年8月 8日	12.25
4	ハガー	国債証券	HUNGARY GOVT '130212	ハンガ リー・ フォリン ト	1,273,560,000	98.79	1,258,251,808.80	98.27	1,251,616,561.20	406,525,059	6.75	2013年2月 12日	9.17
5	ポー ラン ド	国債証券	POLAND GOVT BOND '140425	ポーラン ド・ズロ チ	17,345,000	101.82	17,660,679.00	101.82	17,660,679.00	402,663,481	5.75	2014年4月 25日	9.08
6	호 고 _디	国債 証券	TURKEY GOVT BOND '120307	トルコ・リラ	7,820,000	100.95	7,894,602.80	100.75	7,878,806.40	319,643,175	16	2012年3月 7日	7.21
7	ポラ ド	国債 証券	POLAND GOVT BOND '121025	ポーラン ド・ズロ チ	10,580,000	96.26	10,184,308.00	96.40	10,188,680.24	232,301,909	-	2012年10 月25日	5.24
8	ポラド	国債 証券	POLAND GOVT BOND '130725	ポーラン ド・ズロ チ	10,955,000	92.88	10,175,551.75	93.04	10,181,915.68	232,147,677	ı	2013年7月 25日	5.23
9	ブラ ジル	国債証券	BRAZIL NTN-F '120101	ブラジル ・レアル	4,105,000	104.57	4,292,857.11	104.83	4,303,501.38	178,466,202	10	2012年1月 1日	4.02
10	ハン ガ リー	国債証券	HUNGARY GOVT '121024	ハンガ リー・ フォリン ト	405,560,000	98.67	400,198,496.80	98.26	398,515,422.80	129,437,809	6	2012年10 月24日	2.92
11	ハン ガ リー	国債 証券	HUNGARY GOVT '140212	ハンガ リー・ フォリン ト	425,430,000	94.49	401,988,807.00	93.29	396,887,901.30	128,909,190	5.5	2014年2月 12日	2.90
12	ハン ガ リー	国債証券	HUNGARY GOVT '131024	ハンガ リー・ フォリン ト	393,450,000	99.13	390,050,592.00	98.16	386,210,520.00	125,441,176	7.5	2013年10 月24日	2.83

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成23年12月30日現在)

国内 / 外国	種類	投資比率(%)
外国	国債証券	97.22
	合計	97.22

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成23年12月30日現在)

取引所	種類 / 名称等	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
	為替予約取引			
市場取引 以外の取引	売建			
	アメリカ・ドル	15,756,685	15,757,901	0.36

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

(注2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年12月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額	(百万円)	基準価	額(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間 (平成20年 6月23日)	44,642	45,597	10,280	10,500
第2特定期間 (平成20年12月22日)	32,189	33,681	7,118	7,448
第3特定期間 (平成21年 6月22日)	34,441	35,864	7,992	8,322
第4特定期間 (平成21年12月22日)	25,175	26,249	7,728	8,058
第5特定期間 (平成22年 6月22日)	19,801	20,719	7,121	7,451
第6特定期間 (平成22年12月22日)	14,679	15,330	6,773	7,073
第7特定期間 (平成23年 6月22日)	12,208	12,703	6,661	6,931
第8特定期間 (平成23年12月22日)	8,902	9,329	5,627	5,897
平成22年12月末日	14,294		6,654	
平成23年 1月末日	13,839		6,654	
2月末日	13,414		6,696	
3月末日	13,610		6,925	
4月末日	13,665		7,103	
5月末日	12,691		6,793	
6月末日	12,243		6,751	
7月末日	11,464		6,466	
8月末日	10,959		6,294	
9月末日	9,759		5,722	
10月末日	10,081		6,013	
11月末日	9,238		5,675	
12月末日	8,770	_	5,579	

- (注1)分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間(6ヵ月毎)に支払われた1口当たりの 分配付基準価額を乗じて算出しております。
- (注2)基準価額は1単位(1万口)当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1特定期間	自 平成20年 1月31日 至 平成20年 6月23日	220
第2特定期間	自 平成20年 6月24日 至 平成20年12月22日	330
第3特定期間	自 平成20年12月23日 至 平成21年 6月22日	330
第4特定期間	自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月22日	330
第5特定期間	自 平成21年12月23日 至 平成22年 6月22日	330
第6特定期間	自 平成22年 6月23日 至 平成22年12月22日	300
第7特定期間	自 平成22年12月23日 至 平成23年 6月22日	270
第8特定期間	自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日	270

【収益率の推移】

	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	自 平成20年 1月31日 至 平成20年 6月23日	5.0
第2特定期間	自 平成20年 6月24日 至 平成20年12月22日	27.5
第3特定期間	自 平成20年12月23日 至 平成21年 6月22日	16.9
第4特定期間	自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月22日	0.8
第5特定期間	自 平成21年12月23日 至 平成22年 6月22日	3.6
第6特定期間	自 平成22年 6月23日 至 平成22年12月22日	0.7
第7特定期間	自 平成22年12月23日 至 平成23年 6月22日	2.3
第8特定期間	自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日	11.5
	自 平成23年12月23日 至 平成23年12月30日	0.9

⁽注)収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落)を基準とした、各特定期間末の基準価額(分配付)の上昇(または下落)率をいいます。

なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

(ご参考)その他の運用実績

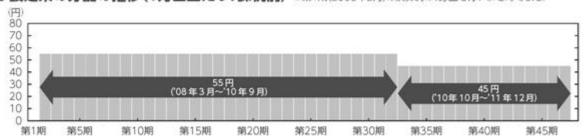
運用実績(最新の運用実験は委託会社のホームページにて

2011年12月30日現在

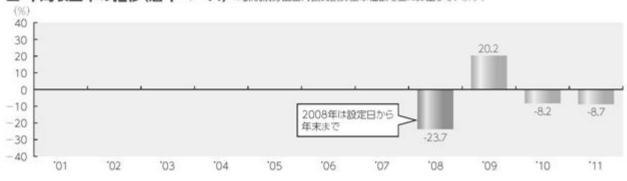
■ 基準価額・純資産の推移



■ 設定来の分配の推移(1万口当たり、課税前) ※第1期(2008年2月)の決算時は、分配を行いませんでした。



■ 年間収益率の推移(暦年ベース) ※課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出しています。



注記事項

- 当ファンドにはベンチマークはありません。
- 課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資 したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。
- 課税前分配金込み基準価額は、基準価額に設定来の課税前分配金累計を加算したものです。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。



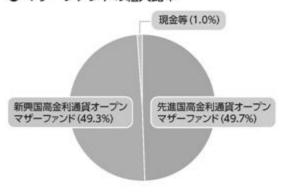
運用実績

(最新の運用実績は委託会社のホームページにて ご確認いただけます。

2011年12月30日現在

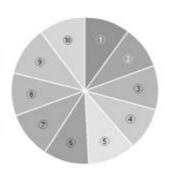
■ 主要な資産の状況

● マザーファンドの組入比率



● 通貨別債券構成比

①オーストラリア・ドル (10.1%) ②ノルウェー・クローネ (9.6%) ③ユーロ (オーストリア) (9.5%) ④スウェーデン・クローナ (9.6%) ⑤カナダ・ドル (10.5%) ⑥トルコ・リラ (10.1%) ⑦ブラジル・レアル (10.2%) ⑥ハンガリー・フォリント (9.5%) ⑨南アフリカ・ランド (10.7%) ⑩ポーランド・ズロチ (10.2%)



● 各マザーファンドの主要な組入銘柄(評価額上位)

先進国高金利通貨オープン マザーファンド

	国/地域	種類	銘柄名	通貨	利率(%)	償蓮期限	比率(%)
1	オーストラリア	国債証券	AUD GOVT. BOND	オーストラリア・ドル	5.75	2012年 4月15日	9.8
2	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVT.	ノルウェー・クローネ	6.50	2013年 5月15日	9.3
3	スウェーデン	国債証券	SWED GOVT, BOND	スウェーデン・クローナ	5.50	2012年10月 8日	9.3
4	オーストリア	国債証券	AUSTRIA	2-0	4.30	2014年 7月15日	9.2
5	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT	カナダ・ドル	5.25	2013年 6月 1日	5.5

新興国高金利通貨オープン マザーファンド

	国/地域	FREE	銘柄名	通道	利率(%)	償這期限	比率(%)
1	南アフリカ	国債証券	SOUTH AFRICA GOVT	南アフリカ・ランド	7.50	2014年 1月15日	10.3
2	プラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F	ブラジル・レアル	10.00	2013年 1月 1日	7.9
3	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT BOND	トルコ・リラ	-	2012年 8月 8日	6.1
4	ハンガリー	国債証券	HUNGARY GOVT	ハンガリー・フォリント	6.75	2013年 2月12日	4.8
5	ボーランド	国債証券	POLAND GOVT BOND	ボーランド・ズロチ	5.75	2014年 4月25日	4.7

注記事項

- ・比率とは、当ファンドの純資産に対する比率(未収利息等を含みます。)であり、各マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- 通貨別債券構成比は、当ファンドにおける各マザーファンドの組入比率と当該各マザーファンドにおける通貨別の債券の組入比率(未収利息等を含みます。)に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- ・現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

(4)【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1特定期間	自 平成20年 1月31日 至 平成20年 6月23日	43,846,217,795	419,974,078	43,426,243,717
第2特定期間	自 平成20年 6月24日 至 平成20年12月22日	9,127,283,677	7,331,811,620	45,221,715,774
第3特定期間	自 平成20年12月23日 至 平成21年 6月22日	3,633,555,435	5,759,374,837	43,095,896,372
第4特定期間	自 平成21年 6月23日 至 平成21年12月22日	1,462,047,832	11,981,959,414	32,575,984,790
第5特定期間	自 平成21年12月23日 至 平成22年 6月22日	765,140,382	5,533,346,365	27,807,778,807
第6特定期間	自 平成22年 6月23日 至 平成22年12月22日	388,163,456	6,521,361,201	21,674,581,062
第7特定期間	自 平成22年12月23日 至 平成23年 6月22日	380,753,837	3,727,068,965	18,328,265,934
第8特定期間	自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日	240,675,719	2,748,233,401	15,820,708,252
	自 平成23年12月23日 至 平成23年12月30日	32,616,236	133,921,951	15,719,402,537

⁽注)第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8特定期間(平成23年6月23日から平成23年12月22日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル高金利通貨オープン(毎月決算型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第7特定期間末 平成23年 6 月22日現在	第8特定期間末 平成23年12月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	232,552,247	194,558,200
親投資信託受益証券	12,086,259,305	8,812,942,852
未収入金	29,693,805	18,356,002
未収利息	508	425
流動資産合計	12,348,505,865	9,025,857,479
資産合計	12,348,505,865	9,025,857,479
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	82,477,196	71,193,187
未払解約金	48,189,265	45,341,156
未払受託者報酬	325,930	236,765
未払委託者報酬	9,451,961	6,866,123
その他未払費用	43,443	31,558
流動負債合計	140,487,795	123,668,789
負債合計	140,487,795	123,668,789
純資産の部		
元本等		
元本	18,328,265,934	15,820,708,252
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	6,120,247,864	6,918,519,562
(分配準備積立金)	236,627,391	68,670,983
元本等合計	12,208,018,070	8,902,188,690
純資産合計	12,208,018,070	8,902,188,690
負債純資産合計	12,348,505,865	9,025,857,479

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第7特定期間 自 平成22年12月23日 至 平成23年6月22日	第8特定期間 自 平成23年6月23日 至 平成23年12月22日
営業収益		
受取利息	65,001	47,183
有価証券売買等損益	393,079,146	1,279,807,546
営業収益合計	393,144,147	1,279,760,363
営業費用		
受託者報酬	2,130,728	1,652,674
委託者報酬	61,791,042	47,927,501
その他費用	284,036	220,295
営業費用合計	64,205,806	49,800,470
営業利益又は営業損失()	328,938,341	1,329,560,833
経常利益又は経常損失()	328,938,341	1,329,560,833
当期純利益又は当期純損失()	328,938,341	1,329,560,833
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	6,021,103	675,299
期首剰余金又は期首欠損金()	6,994,728,250	6,120,247,864
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,202,653,932	1,081,514,345
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,202,653,932	1,081,514,345
剰余金減少額又は欠損金増加額	122,008,025	93,919,123
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	122,008,025	93,919,123
分配金	529,082,759	456,981,386
期末剰余金又は期末欠損金()	6,120,247,864	6,918,519,562

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8特定期間 自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日
1.運用資産の評 価基準及び評 価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の 計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(追加情報)

第8特定期間 自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第8特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤 謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤 謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用 しております。

(貸借対照表に関する注記)

第7特定期間末 (平成23年 6月22日現在)			第8特定期間末 (平成23年12月22日班	見在)	
1.	特定期間の末日における受益権の総数		1.	特定期間の末日における受益	益権の総数
	18,328,265,934 🗆			1	5,820,708,252
2.	投資信託財産計算規則第55約 に規定する額	条の6第1項第10号	2.	投資信託財産計算規則第55 に規定する額	条の6第1項第10号
	元本の欠損	6,120,247,864円		元本の欠損	6,918,519,562円
3.	特定期間の末日における1単の額	位当たりの純資産	3.	特定期間の末日における1単 の額	位当たりの純資産
	1口当たりの純資産額	0.6661円		1口当たりの純資産額	0.5627円
	(1万口当たりの純資産額	6,661円)		(1万口当たりの純資産額	5,627円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第7特定期間
自	平成22年12月23日
至	平成23年 6月22日

1.当ファンドの投資対象である「新興国高金 利通貨オープン マザーファンド」におい て、信託財産の運用の指図に係る権限の全部 又は一部を委託するために要する費用

10,022,540円

2.分配金の計算過程

第36計算期(平成22年12月23日から平成23年1月24日まで)

計算期末における分配対象金額527,221,206円(1万口当たり251.24円)のうち、

94,425,526円(1万口当たり45.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 129,786,865円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 18,388,038円
分配準備積立金額	D 379,046,303円
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 527,221,206円
当ファンドの期末残存 口数	F 20,983,450,253□
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 251.24円
1万口当たりの分配額	H 45.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 94,425,526円

第37計算期(平成23年1月25日から平成23年2月22日まで)

計算期末における分配対象金額476,857,864円(1万口当たり235.70円)のうち、91,034,668円(1万口当たり45.00円)を分配金額としております。

第8特定期間 自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日

1. 当ファンドの投資対象である「新興国高金 利通貨オープン マザーファンド」におい て、信託財産の運用の指図に係る権限の全部 又は一部を委託するために要する費用 7,768,167円

2.分配金の計算過程

第42計算期(平成23年6月23日から平成23年7月22日まで)

計算期末における分配対象金額343,258,689円(1万口当たり192.76円)のうち、80,126,452円(1万口当たり45.00円)を分配金額としております。

金融としてのりより。	
項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 107,471,004円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 5,927,978円
分配準備積立金額	D 229,859,707円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 343,258,689円
当ファンドの期末残存 口数	F 17,805,878,246□
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 192.76円
1万口当たりの分配額	H 45.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 80,126,452円

第43計算期(平成23年7月23日から平成23年8月22日まで)

計算期末における分配対象金額303,549,592円(1万口当たり172.94円)のうち、78,973,989円(1万口当たり45.00円)を分配金額としております。

項目	

A 58,898,220円	費用控除後の配当等収 益額
···· R	費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額
C 14,520,179円	収益調整金額
D 403,439,465円	分配準備積立金額
E=A+B+C+D 476,857,864円	当ファンドの分配対象 収益額
存 F 20,229,926,378口	当ファンドの期末残存 口数
G=10,000×E/F 235.70円	1万口当たりの収益分 配対象額
新 45.00円	1万口当たりの分配額
I=F×H/10,000 91,034,668円	収益分配金金額

第38計算期(平成23年2月23日から平成23年3月22日まで)

計算期末における分配対象金額430,224,854円(1万口当たり217.35円)のうち、89,064,826円(1万口当たり45.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収	A
益額	51,808,494円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 15,961,720円
分配準備積立金額	D 362,454,640円
当ファンドの分配対象	E=A+B+C+D
収益額	430,224,854円
当ファンドの期末残存	F
口数	19,792,183,622□
1万口当たりの収益分	G=10,000×E/F
配対象額	217.35円

	有仙証券届出書(内国投資信託
費用控除後の配当等収 益額	A 43,910,919円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 4,659,670円
分配準備積立金額	D 254,979,003円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 303,549,592円
当ファンドの期末残存 口数	F 17,549,775,468□
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 172.94円
1万口当たりの分配額	H 45.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 78,973,989円

第44計算期(平成23年8月23日から平成23年9月22日まで)

計算期末における分配対象金額259,965,827円(1万口当たり151.37円)のうち、77,270,179円(1万口当たり45.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 39,846,198円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 3,548,976円
分配準備積立金額	D 216,570,653円
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 259,965,827円
当ファンドの期末残存 口数	F 17,171,151,085□
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 151.37円

1万口当たりの分配額	H 45.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 89,064,826円

第39計算期(平成23年3月23日から平成23年4月22日まで)

計算期末における分配対象金額401,395,531円(1万口当たり207.70円)のうち、86,959,895円(1万口当たり45.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 68,010,369円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 12,392,090円
分配準備積立金額	D 320,993,072円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 401,395,531円
当ファンドの期末残存 口数	F 19,324,421,328□
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 207.70円
1万口当たりの分配額	H 45.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 86,959,895円

第40計算期(平成23年4月23日から平成23年5月23日まで)

計算期末における分配対象金額365,207,614円(1万口当たり193.05円)のうち、85,120,648円(1万口当たり45.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 56,966,332円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円

1万口当たりの分配額	H 45.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 77,270,179円

第45計算期(平成23年9月23日から平成23年10月24日まで)

計算期末における分配対象金額223,880,378円(1万口当たり133.13円)のうち、75,663,416円(1万口当たり45.00円)を分配金額としております。

立段としてのりより。	
項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 44,689,227円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 2,272,342円
分配準備積立金額	D 176,918,809円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 223,880,378円
当ファンドの期末残存 口数	F 16,814,092,561□
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 133.13円
1万口当たりの分配額	H 45.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 75,663,416円

第46計算期(平成23年10月25日から平成23年11月22日まで)

計算期末における分配対象金額179,072,260円(1万口当たり109.23円)のうち、73,754,163円(1万口当たり45,00円)を分配

73,754,163円(1万口当たり45.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 34,331,946円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円

収益調整金額	C 8,961,438円
分配準備積立金額	D 299,279,844円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 365,207,614円
当ファンドの期末残存 口数	F 18,915,699,622□
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 193.05円
1万口当たりの分配額	H 45.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 85,120,648円

第41計算期(平成23年5月24日から平成23年6月22日まで)

計算期末における分配対象金額324,696,475円(1万口当たり177.14円)のうち、82,477,196円(1万口当たり45.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収 益額	A 52,674,424円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 7,424,714円
分配準備積立金額	D 264,597,337円
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 324,696,475円
当ファンドの期末残存 口数	F 18,328,265,934□
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 177.14円
1万口当たりの分配額	H 45.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 82,477,196円

収益調整金額	C 901,049円
分配準備積立金額	D 143,839,265円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D 179,072,260円
当ファンドの期末残存 口数	F 16,389,814,198□
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 109.23円
1万口当たりの分配額	H 45.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 73,754,163円

第47計算期(平成23年11月23日から平成23年12月22日まで)

計算期末における分配対象金額140,992,288円(1万口当たり89.10円)のうち、71,193,187円(1万口当たり45.00円)を分配金額としております。

0,000		
項目		
費用控除後の配当等収 益額	A 38,987,905円	
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B 0円	
収益調整金額	C 1,128,118円	
分配準備積立金額	D 100,876,265円	
当ファンドの分配対象 収益額	E = A + B + C + D 140,992,288円	
当ファンドの期末残存 口数	F 15,820,708,252□	
1万口当たりの収益分 配対象額	G=10,000×E/F 89.10円	
1万口当たりの分配額	H 45.00円	
収益分配金金額	I=F×H/10,000 71,193,187円	

(金融商品に関する注記)

第7特定期間 自 平成22年12月23日 至 平成23年 6月22日

第8特定期間 自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」(に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画)に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2)金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)2有価証券関係」に記載しております。これらは、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2)金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針 等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握 ・分析することにより、リスク管理を行ってお ります。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品 流動性の状況等について、把握・分析すること により、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補 足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針 同左

(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

同左

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左

市場リスクの管理

同左

信用リスクの管理

同左

流動性リスクの管理

同左

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補 足説明

同左

国際投信投資顧問株式会社(E12428)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 2.金融商品の時価等に関する事項
- (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべ て時価評価されているため、貸借対照表計上額 と時価との差額はありません。
- (2) 時価の算定方法

親投資信託受益証券

- 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
- コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳 簿価額は時価と近似していることから、当該帳 簿価額を時価としております。

- 2.金融商品の時価等に関する事項
- (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
- (2) 時価の算定方法

親投資信託受益証券

同左

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第7特定期間 自 平成22年12月23日 至 平成23年 6月22日	第8特定期間 自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

	第8特定期間 自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日	
該当事項はありません。		

(その他の注記)

1元本の増減

第7特定期間末 (平成23年 6月22日現在)		第8特定期間末 (平成23年12月22日現在)	
期首元本額	21,674,581,062円	期首元本額	18,328,265,934円
期中追加設定元本額	380,753,837円	期中追加設定元本額	240,675,719円
期中一部解約元本額	3,727,068,965円	期中一部解約元本額	2,748,233,401円

2有価証券関係

第7特定期間末 (平成23年 6月22日現在)		第8特定期間末 (平成23年12月22日現在)		
売買目的有価証券			売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)		l 木車本自	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	129,221,627		親投資信託受益証券	98,205,801
合計	129,221,627		合計	98,205,801
		- 1		

3 デリバティブ取引関係

第7特定期間末	第8特定期間末
(平成23年 6月22日現在)	(平成23年12月22日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年12月22日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益 先進国高金利通貨オープン マザーファ 証券 ンド		5,712,721,995	4,410,221,380	
	新興国高金利通貨オープン マザーファ ンド	5,328,236,080	4,402,721,472	
親投資信託受益証券 合計		11,040,958,075	8,812,942,852	
合計		11,040,958,075	8,812,942,852	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「先進国高金利通貨オープン マザーファンド」、「新興国高金利通貨オープン マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1.「先進国高金利通貨オープン マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

57.A	(平成23年12月22日現在)
区分	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	30,897
コール・ローン	219,379,903
国債証券	4,157,278,970
未収利息	50,533,093
前払費用	13,069,839
流動資産合計	4,440,292,702
資産合計	4,440,292,702
負債の部	
流動負債	
未払解約金	14,565,043
流動負債合計	14,565,043
負債合計	14,565,043
純資産の部	
元本等	
元本	5,733,009,658
剰余金	
剰余金又は欠損金()	1,307,281,999
元本等合計	4,425,727,659
純資産合計	4,425,727,659
負債純資産合計	4,440,292,702

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日
1.運用資産の評	国債証券
価基準及び評	原則として時価で評価しております。
価方法	時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.外貨建資産・ 負債の本邦通 貨への換算基 準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準
計上基準	約定日基準で計上しております。

(金融商品に関する注記)

自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、 信託約款に規定する「運用の基本方針」(に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画)に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2)金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。また、当親投資信託は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2)金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

国債証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成23年12月22日現在)

該当事項はありません。

(その他の注記)

	項目	(平成23年12月22日現在)
1.	元本の増減	
	期首元本額	7,257,116,575円
	期中追加設定元本額	452,921,132円
	期中一部解約元本額	1,977,028,049円
	期末元本額	5,733,009,658円
2.	元本の内訳()	
	グローバル高金利通貨オープン(毎月決算型)	5,712,721,995円
	グローバル高金利通貨オープン(1 年決算型)	20,287,663円
3.	元本の欠損	1,307,281,999円
4.	期末における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たりの純資産額	0.7720円
	(1万口当たりの純資産額)	(7,720円)

) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年12月22日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	カナダ・ドル	CANADIAN GOVT '130601	5,200,000	5,393,804.00	
		CANADIAN GOVT '130601	6,000,000	6,373,740.00	
	小計		11,200,000	11,767,544.00 (894,568,694)	
		銘柄数	2		
		組入時価比率	20.2%	21.5%	
	オーストラリア ・ドル	AUD GOVT. BOND '120415	10,700,000	10,753,286.00	
	小計		10,700,000	10,753,286.00 (847,036,338)	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	19.1%	20.4%	
	スウェーデン・ クローナ	SWED GOVT. BOND '121008	69,000,000	71,408,790.00	
	小計		69,000,000	71,408,790.00 (810,489,766)	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	18.3%	19.5%	
	ノルウェー・ク ローネ	NORWEGIAN GOVT. '130515	57,000,000	61,101,150.00	
	小計		57,000,000	61,101,150.00 (805,313,157)	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	18.2%	19.4%	
	ユーロ	AUSTRIA '140715	7,300,000	7,851,880.00	
	小計		7,300,000	7,851,880.00 (799,871,015)	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	18.1%	19.2%	
	[国債証券合計		4,157,278,970 (4,157,278,970)	
		合計		4,157,278,970 (4,157,278,970)	

- (注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
- (注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。
 - 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2.「新興国高金利通貨オープン マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

F7 / \	(平成23年12月22日現在)
区分	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	17,589,087
コール・ローン	11,385,454
国債証券	4,368,304,089
派生商品評価勘定	494,195
未収入金	22,584,701
未収利息	72,204,849
前払費用	21,546,692
流動資産合計	4,514,109,067
資産合計	4,514,109,067
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	520,101
未払解約金	4,631,489
流動負債合計	5,151,590
負債合計	5,151,590
純資産の部	
元本等	
元本	5,456,934,541
剰余金	
剰余金又は欠損金()	947,977,064
元本等合計	4,508,957,477
純資産合計	4,508,957,477
負債純資産合計	4,514,109,067

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日
1.運用資産の評 価基準及び評 価方法	(1)国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
	(2) 為替予約取引 原則として、計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2.外貨建資産・ 負債の本邦通 貨への換算基 準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の 計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(金融商品に関する注記)

自 平成23年 6月23日 至 平成23年12月22日

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、 信託約款に規定する「運用の基本方針」(に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画)に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2)金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。また、当親投資信託は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2)金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

国際投信投資顧問株式会社(E12428)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

- 2. 金融商品の時価等に関する事項
- (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

国債証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

派生商品評価勘定

「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成23年12月22日現在)

取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

		(平成23年12月22日現在)			
区分	種類	契約額等(円)	うち1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
	為替予約取引				
	買建	22,775,028		23,269,223	494,195
市場取引	アメリカ・ドル	22,775,028		23,269,223	494,195
以外の取	売建	26,043,461		26,563,562	520,101
引	アメリカ・ドル	3,268,433		3,274,259	5,826
	南アフリカ・ラン				
	۴	22,775,028		23,289,303	514,275
合計		48,818,489		49,832,785	25,906

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- イ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。
- 口)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、 当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しており ます。
- 2.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(その他の注記)

	項目	(平成23年12月22日現在)
1.	元本の増減	
	期首元本額	6,380,142,283円
	期中追加設定元本額	649,088,530円
	期中一部解約元本額	1,572,296,272円
İ	期末元本額	5,456,934,541円
2.	元本の内訳()	
	グローバル高金利通貨オープン(毎月決算型)	5,328,236,080円
	グローバル高金利通貨オープン(1 年決算型)	18,922,179円
	新興国高金利通貨オープン(毎月決算型)	109,776,282円
3.	元本の欠損	947,977,064円
4.	期末における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たりの純資産額	0.8263円
	(1万口当たりの純資産額)	(8,263円)

() 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年12月22日現在

				平成23年12月22日	1現仕
種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ブラジル・レア	BRAZIL NTN-F '120101	4,105,000	4,292,857.11	
	ル	BRAZIL NTN-F '130101	16,356,000	17,124,257.67	
	小計		20,461,000	21,417,114.78 (899,304,649)	
		銘柄数	2		
		組入時価比率	19.9%	20.6%	
	ハンガリー・ フォリント	HUNGARY GOVT '121024	405,560,000	400,198,496.80	
		HUNGARY GOVT '130212	1,273,560,000	1,258,251,808.80	
		HUNGARY GOVT '131024	393,450,000	390,050,592.00	
		HUNGARY GOVT '140212	425,430,000	401,988,807.00	
	小計		2,498,000,000	2,450,489,704.60 (815,032,875)	
		銘柄数	4		
		組入時価比率	18.1%	18.7%	
	ポーランド・	POLAND GOVT BOND '121025	10,580,000	10,184,308.00	
	ズロチ	POLAND GOVT BOND '130725	10,955,000	10,175,551.75	
		POLAND GOVT BOND '140425	17,345,000	17,660,679.00	

			. 作叫证分用山首(内国仅具后	<u>ntxm</u>
小計	小計		38,020,538.75 (871,810,953)	
	銘柄数	3		
	組入時価比率	19.3%	19.9%	
南アフリカ・ラ ンド	SOUTH AFRICA GOVT'140115	92,120,000	94,529,859.20	
小計		92,120,000	94,529,859.20 (899,924,259)	
	銘柄数	1		
	組入時価比率	20.0%	20.6%	
トルコ・リラ	TURKEY GOVT BOND '120307	7,820,000	7,894,602.80	
	TURKEY GOVT BOND '120808	14,310,000	13,410,187.20	
小計		22,130,000	21,304,790.00 (882,231,353)	
	銘柄数	2		
	組入時価比率	19.6%	20.2%	
	国債証券合計		4,368,304,089 (4,368,304,089)	
	合計		4,368,304,089 (4,368,304,089)	

- (注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
- (注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。
 - 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成23年12月30日現在)

資産総額	8,810,180,504 円
負債総額	40,134,126 円
純資産総額(-)	8,770,046,378 円
発行済数量	15,719,402,537 🏻
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	5,579 円

(参考)先進国高金利通貨オープン マザーファンド 純資産額計算書

(平成23年12月30日現在)

資産総額	4,392,784,013 円
負債総額	21,536,780 円
純資産総額(-)	4,371,247,233 円
発行済数量	5,687,535,613 口
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	7,686 円

(参考)新興国高金利通貨オープン マザーファンド 純資産額計算書

(平成23年12月30日現在)

資産総額	4,447,853,473 円
負債総額	15,901,980 円
純資産総額(-)	4,431,951,493 円
発行済数量	5,430,652,091 口
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	8,161 円

以下、有価証券報告書の提出に伴い「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況および第2 その他の関係法人の概況」について以下の通り全文を訂正いたします。

<訂 正 後>

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成23年12月末現在:26億8千万円 会社が発行する株式総数:50,000株

発行済株式総数:12,998株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、取締役社長、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、ファンドの運用方針を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク 管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を 行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類		本数(本)	純資産総額(百万円)	
	株式投資信託	単位型	0	0
		追加型	104	3,014,464
公寿 	公社債投資信託	単位型	0	0
		追加型	6	436,951
私募証券投資信託		8	38,690	
合計		118	3,490,104	

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

第13期事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則により作成し、第14期事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)、第14期事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表並びに第15期事業年度に係る中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第13期 (平成22年 3 月31日現在)		第14期 (平成23年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金			816,324		7,239,696
有価証券			31 , 757 , 438		30,421,863
前払費用			69,795		68,685
未収委託者報酬			2,947,209		2,510,077
未収収益			221,426		285,384
繰延税金資産			585,683		468,206
その他			32,502		33,127
流動資産計			36,430,379		41,027,040
固定資産					
有形固定資産			616,716		591,282
建物	1	257,347		228,542	
器具備品	1	167,467		173,762	
土地		186,000		186,000	
リース資産	1	5,901		2,977	
無形固定資産			1,433,864		1,526,666
ソフトウェア		1,433,384		1,526,287	
その他		480		378	
投資その他の資産			67,206,049		68,684,254
投資有価証券		66,415,786		67,806,337	
従業員貸付金		17,875		14,275	
長期差入保証金		528,414		518,192	
繰延税金資産		216,593		323,668	
その他		98,180		92,580	
貸倒引当金		70,800		70,800	
固定資産計			69,256,630		70,802,203
資産合計			105,687,010		111,829,244

		第13期 (平成22年 3 月31日現在)		第1 (平成23年 3 月	4期]31日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
リース債務			-		940
預り金			43,102		40,975
未払金			1,554,347		1,188,372
未払収益分配金		1,600		1,473	
未払償還金		46,425		67,323	
未払手数料		1,283,377		1,041,886	
その他未払金		222,944		77,689	
未払費用			761,573		744,790
未払法人税等			4,806,803		3,306,998
賞与引当金			508,616		469,531
役員賞与引当金			93,750		78,000
流動負債計			7,768,192		5,829,607
固定負債					
リース債務			6,196		2,186
時効後支払損引当金			59,837		41,620
退職給付引当金			785,195		627,026
役員退職慰労引当金			161,280		188,020
固定負債計			1,012,508		858,854
負債合計			8,780,701		6,688,461
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			93,072,078		101,609,762
その他利益剰余金		93,072,078		101,609,762	
繰越利益剰余金		93,072,078		101,609,762	
自己株式			23,003		45,329
株主資本合計			96,399,075		104,914,433
評価・換算差額等					
その他有価証券評 価差額金			507,233		226,349
評価・換算差額等合計			507,233		226,349
純資産合計			96,906,308		105,140,782
負債・純資産合計			105,687,010		111,829,244

(2)【損益計算書】

		第13期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日		第14期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬			63,090,113		53,057,918
投資顧問料			-		145,088
営業収益計			63,090,113		53,203,006
営業費用					
支払手数料			28,257,324		22,757,130
広告宣伝費			506,616		559,674
公告費			3,531		1,740
調査費			3,600,074		4,340,176
調査費		642,580		677,966	
委託調査費		2,957,494		3,662,209	
委託計算費			341,063		373,337
営業雑経費			1,023,110		871,573
通信費		150,540		123,495	
印刷費		811,227		692,730	
協会費		46,435		43,585	
諸会費		3,740		3,786	
諸経費		11,167		7,974	
営業費用計			33,731,720		28,903,633
一般管理費					
給料			3,479,543		3,419,609
役員報酬		204,563		206,025	
給与・手当		2,815,164		2,828,348	
賞与		459,815		385,235	
賞与引当金繰入			507,516		465,831
役員賞与引当金繰入			93,750		74,250
福利厚生費			452,421		456,909
交際費			45,535		57,878
旅費交通費			180,901		222,106
租税公課			159,889		131,762

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		第13期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日			4期 年 4 月 1 日 年 3 月31日
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
不動産賃借料			576,182		580,788
退職給付費用			236,101		230,478
役員退職慰労引当金 繰入			73,090		76,190
固定資産減価償却費			570,244		633,508
諸経費			599,927		1,288,112
一般管理費計			6,975,105		7,637,425
営業利益			22,383,288		16,661,947
営業外収益					
受取配当金			4,287		3,486
有価証券利息			821,370		854,305
受取利息			1,372		777
時効成立分配金・償 還金			14,153		7,326
その他			20,296		4,666
営業外収益計			861,480		870,561
営業外費用					
その他			3,663		685
営業外費用計			3,663		685
経常利益			23,241,104		17,531,824
特別利益					
投資有価証券売却益			-		625
特別利益計			-		625
特別損失					
投資有価証券売却損			3,800		14,281
ゴルフ会員権評価減			-		5,600
資産除去債務会計基準			-		6,160
の適用に伴う影響額					
特別損失計			3,800		26,041
税引前当期純利益			23,237,304		17,506,407
法人税、住民税 及び事業税			9,481,268		6,974,097
法人税等調整額			22,418		175,798
当期純利益			13,733,618		10,356,511

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

		(単位:千円)
	第13期	第14期
	自 平成21年4月1日	自 平成22年4月1日
	至 平成22年3月31日	至 平成23年3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高及び当期末残高	2,680,000	2,680,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高及び当期末残高	670,000	670,000
資本剰余金合計		
前期末残高及び当期末残高	670,000	670,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	80,897,517	93,072,078
当期変動額		
剰余金の配当	1,559,056	1,818,828
当期純利益	13,733,618	10,356,511
当期変動額合計	12,174,561	8,537,683
当期末残高	93,072,078	101,609,762
利益剰余金合計		
前期末残高	80,897,517	93,072,078
当期変動額		
剰余金の配当	1,559,056	1,818,828
当期純利益	13,733,618	10,356,511
当期変動額合計	12,174,561	8,537,683
当期末残高	93,072,078	101,609,762
自己株式		
前期末残高	19,759	23,003
当期変動額		
自己株式の取得	3,243	22,326
当期変動額合計	3,243	22,326
当期末残高	23,003	45,329

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(単位:千円)

		(単位:十円)
	第13期	第14期
	自 平成21年4月1日	自 平成22年4月1日
	至 平成22年3月31日	至 平成23年3月31日
株主資本合計		
前期末残高	84,227,757	96,399,075
当期变動額		
剰余金の配当	1,559,056	1,818,828
当期純利益	13,733,618	10,356,511
自己株式の取得	3,243	22,326
当期変動額合計	12,171,318	8,515,357
当期末残高	96,399,075	104,914,433
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	18,890	507,233
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純	500 400	000 000
額)	526,123	280,883
当期変動額合計	526,123	280,883
当期末残高 当期末残高	507,233	226,349
前期末残高	18,890	507,233
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純	500 400	000 000
額)	526,123	280,883
当期変動額合計	526,123	280,883
当期末残高 当期末残高	507,233	226,349
前期末残高	84,208,867	96,906,308
当期変動額		
剰余金の配当	1,559,056	1,818,828
当期純利益	13,733,618	10,356,511
自己株式の取得	3,243	22,326
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	526,123	280,883
当期変動額合計	12,697,441	8,234,473
	96,906,308	105,140,782

[重要な会計方針]

第13期 第14期 自 平成21年4月1日 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 至 平成22年3月31日 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 1.有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 (1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。 同左 (2) その他有価証券 (2) その他有価証券 時価のあるもの 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用し 同左 ております。(評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は総平均法により算定 している) 時価のないもの 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。 同左 2. 固定資産の減価償却の方法 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。 同左 主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 3~15年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、 社内における利用可能期間(5年)に基づ く定額法によっております。

8~50年

(3) リース資産

建物

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係 るリース資産については、リース期間を耐用 年数とし、残存価額を零とする定額法を採用 しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回 収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上し ております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備 えるため、当事業年度に負担すべき支給見込 額を計上しております。

- (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 同左
- (3) リース資産

同左

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

同左

(2) 賞与引当金

同左

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第13期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

(3) 役員賞与引当金

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払いに備え るため、当事業年度に負担すべき支給見込額 を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度 末における退職給付債務及び年金資産の見込 額に基づき、当事業年度末において発生して いると認められる額を計上しております。数 理計算上の差異は、その発生時の従業員の平 均残存勤務期間以内の一定の年数による定額 法により、発生した事業年度の翌期から費用 処理することとしております。

(追加情報)

当社では、平成21年7月1日付で退職給付制 度の改定を行い、適格退職年金制度を確定給 付企業年金制度(キャッシュバランスプラ ン)へ移行し、また退職一時金制度の一部を 確定拠出年金制度へ移行しております。この 移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関す る会計処理」(企業会計基準委員会 平成14 年 1 月31日 企業会計基準適用指針第 1 号) 及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に 関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員 会 平成14年3月29日 実務対応報告第2号) を適用しております。本移行に伴う影響は軽 微であります。

- (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規 に基づく当事業年度末における要支給額を計 上しております。
- (6) 時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金、未払償 還金について過去の支払実績に基づき計上し ております。
- 4.消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き 方式によっております。

同左

第14期

自 平成22年4月1日

至 平成23年 3 月31日

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度 末における退職給付債務及び年金資産の見込 額に基づき、当事業年度末において発生して いると認められる額を計上しております。数 理計算上の差異は、その発生時の従業員の平 均残存勤務期間以内の一定の年数による定額 法により、発生した事業年度の翌期から費用 処理することとしております。

- (5) 役員退職慰労引当金 同左
- (6) 時効後支払損引当金 同左
- 4.消費税等の会計処理方法 同左

[会計方針の変更]

第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第14期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
退職給付に関する会計基準	資産除去債務に関する会計基準
当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。この会計基準の適用に伴う影響はありません。	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ3,890千円減少し、税引前当期純利益は10,050千円減少しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

(SCIENTING)							
第13期	第14期						
(平成22年 3 月31日現在)	(平成23年 3 月31日現在)						
1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。						
建物 485,468千円	建物 519,490千円						
器具備品 483,146千円	器具備品 547,771千円						
リース資産 2,868千円	リース資産 5,791千円						

(損益計算書関係)

第13期	第14期		
自 平成21年 4 月 1 日	自 平成22年 4 月 1 日		
至 平成22年 3 月31日	至 平成23年 3 月31日		

(株主資本等変動計算書関係)

. 第13期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

(単位:株)

701010111111111111111111111111111111111	112 1 0 1110 2111	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>	
	前事業年度末	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
発行済株式				
普通株式	12,998	-	-	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数

(単位:株)

	前事業年度末	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
自己株式				
普通株式	6	0	-	6

(注)増加は端株の買取りによるものであります。

3.配当に関する事項

(1)配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1 株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成21年 6 月25日 定時株主総会	普通 株式	1,559百万円	120,000円	平成21年 3 月31日	平成21年 6 月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成22年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年 6 月28日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	1,818百万円	140,000円	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月29日

- . 第14期(自 平成22年4月1日至 平成23年3月31日)
- 1.発行済株式の種類及び総数

(単位:株)

	前事業年度末	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
発行済株式				
普通株式	12,998	-	-	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数

(単位:株)

	前事業年度末	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
自己株式				
普通株式	6	3	-	9

(注)増加は端株の買取りによるものであります。

3.配当に関する事項

(1)配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1 株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成22年 6 月28日 定時株主総会	普通 株式	1,818百万円	140,000円	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年 6 月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	30,003百万円	2,310,000円	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月28日

(リース取引関係)

•	613期 3月31日現在)	第14期 (平成23年 3 月31日現在)		
借主側		借主側		
オペレーティング・リース取引		オペレーティング・リース取引		
オペレーティング・リース取引のうち解約		オペレーティング・リース取引のうち解約		
不能のものに係る未経過リース料		不能のものに係る未経過リース料		
1年内	508,344千円 1,715,047千円 2,223,391千円	1年内	570,834千円	
1年超		1年超	1,479,989千円	
合計		合計	2,050,823千円	

(金融商品関係)

第13期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券は主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	45,184,694	45,593,563	408,868
その他有価証券	52,840,999	52,840,999	1
(2)未収委託者報酬	2,947,209	2,947,209	1
資産計	100,972,904	101,381,772	408,868
(1)未払手数料	1,283,377	1,283,377	ı
(2)未払法人税等	4,806,803	4,806,803	
負債計	6,090,180	6,090,180	1

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項 資産

(1) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(2) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	147,530

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:千円)

			,
区分	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
(1)国債	-	-	-
(2)社債	8,000,000	11,700,000	-
(3) その他	15,290,000	10,056,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1)国債	2,500,000	2,300,000	4,700,000
(2)社債	5,000,000	13,327,200	8,100,000
(3) その他	838,000	3,974,000	6,850,000
未収委託者報酬	2,947,209	-	-
合計	34,575,209	41,357,200	19,650,000

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

第14期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっています。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	7,239,696	7,239,696	-
(2)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	21,779,521	21,870,039	90,517
その他有価証券	76,317,849	76,317,849	-
(3)未収委託者報酬	2,510,077	2,510,077	ı
資産計	107,847,144	107,937,662	90,517
(1)未払手数料	1,041,886	1,041,886	ı
(2)未払法人税等	3,306,998	3,306,998	1
負債計	4,348,885	4,348,885	-

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項資産

(1)預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(3)未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	
非上場株式(*1)	130,830	

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

区分	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内
預金	7,239,696	-	-
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
(1)国債	-	-	-
(2)社債	8,500,000	3,200,000	-
(3) その他	6,156,000	3,900,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1)国債	9,500,000	15,100,000	10,700,000
(2)社債	4,418,000	14,609,200	2,400,000
(3) その他	1,772,000	3,002,000	6,050,000
未収委託者報酬	2,510,077	-	-
合計	40,095,773	39,811,200	19,150,000

(単位:千円)

(有価証券関係)

. 第13期(平成22年3月31日)

1.満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
は価が後供社の主	国債	-	-	-
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	19,777,593	19,979,679	202,085
	その他	25,407,101	25,613,884	206,783
	小計	45,184,694	45,593,563	408,868
は海が後供社の主	国債	-	-	-
│ 時価が貸借対照表 │ 計上額を超えないもの	社債	-	-	-
計上額を起んないもの 	その他	ı	ı	-
	小計	1	1	-
合計		45,184,694	45,593,563	408,868

2. その他有価証券 (単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(1)株式	68,254	29,506	38,747
	(2)債券			
貸借対照表計上	国債	2,505,450	2,504,009	1,440
額が取得原価を	社債	23,338,799	23,136,770	202,028
超えるもの	その他	5,123,657	5,087,926	35,730
	(3)その他	4,152,453	3,681,873	470,580
	小計	35,188,614	34,440,086	748,528
	(1)株式	12,936	18,600	5,664
	(2)債券			
貸借対照表計上	国債	7,030,732	7,037,061	6,329
額が取得原価を	社債	3,686,805	3,694,904	8,099
超えないもの	その他	6,901,911	6,920,792	18,881
	(3)その他	20,000	20,000	-
	小計	17,652,384	17,691,358	38,973
合計		52,840,999	52,131,444	709,554

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額147,530千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	2,400	-	3,800
(2)債券			
国債	-	1	-
社債	-	ı	-
その他	-	ı	-
(3)その他	65,802	5,832	-
合計	68,202	5,832	3,800

(単位:千円)

. 第14期(平成23年3月31日)

1.満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額	
吐供以後州分四主	国債	-	-	-	
│ 時価が貸借対照表 │ 計上額を超えるもの	社債	9,014,498	9,061,107	46,608	
	その他	10,063,217	10,126,664	63,447	
	小計	19,077,715	19,187,771	110,055	
は無が後供社の主	国債	-	-	-	
│ 時価が貸借対照表 │ 計上額を超えないもの	社債	2,701,805	2,682,268	19,537	
計上領を起えないもの	その他	-	1	-	
	小計	2,701,805	2,682,268	19,537	
合計		21,779,521	21,870,039	90,517	

2.その他有価証券 (単位:千円)

	種類	貸借対照表	取得原価	差額	
		計上額			
	(1) 株式	42,349	17,443	24,906	
	(2)債券				
貸借対照表計上	国債	18,535,440	18,505,375	30,064	
額が取得原価を	社債	17,604,671	17,490,777	113,893	
超えるもの	その他	9,493,337	9,457,852	35,484	
	(3)その他	3,990,588	3,760,936	229,651	
	小計	49,666,386	49,232,386	434,000	
	(1)株式	13,127	22,084	8,957	
	(2)債券				
貸借対照表計上	国債	17,096,521	17,123,188	26,667	
額が取得原価を	社債	4,142,440	4,166,134	23,694	
超えないもの	その他	1,614,711	1,615,347	635	
	(3)その他	3,784,662	3,895,434	110,771	
	小計	26,651,462	26,822,188	170,726	
合計		76,317,849	76,054,575	263,274	

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額130,830千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	11,622	625	14,281
(2)債券			
国債	-	ı	ı
社債	-	1	ı
その他	-	ı	ı
(3)その他	-	ı	1
合計	11,622	625	14,281

(デリバティブ取引関係)

第13期	第14期
自 平成21年 4 月 1 日	自 平成22年 4 月 1 日
至 平成22年 3 月31日	至 平成23年 3 月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(税効果会計関係)

(税划未会計関係)		
第13期	第14期	
(平成22年3月31日現在)	(平成23年3月31日現在)	
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原	
因別の内訳	因別の内訳	
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)	
投資有価証券評価減 321,392	投資有価証券評価減 294,734	
ゴルフ会員権評価減 65,889	ゴルフ会員権評価減 68,163	
賞与引当金 206,498	賞与引当金 190,629	
退職給付引当金 318,789	退職給付引当金 254,572	
役員退職慰労引当金 65,479	役員退職慰労引当金 76,336	
時効後支払損引当金 24,294	時効後支払損引当金 16,898	
事業税及び事業所税 359,392	事業税及び事業所税 249,057	
減損損失 352,591	減損損失 351,074	
その他 59,395	その他 70,419	
繰延税金資産小計 1,773,722	繰延税金資産小計 1,571,885	
評価性引当額 768,618	評価性引当額 742,716	
繰延税金資産合計 1,005,104	操延税金資産合計 829,168	
繰延税金負債 (千円)	繰延税金負債 (千円)	
未収配当金 505	未収配当金 368	
その他有価証券評価差額金202,321	その他有価証券評価差額金36,925_	
繰延税金負債合計202,827	繰延税金負債合計37,293_	
差引:繰延税金資産の純額802,277	差引:繰延税金資産の純額791,875_	
	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の	
負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 	負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の	同左	
負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5		
以下であるため注記を省略しております。 		

(退職給付関係)

第13期

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。ま た確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日現在)

(1) 退職給付債務	1,885,553干円
(2) 年金資産	950,835
(3) 未認識数理計算上の差異	149,523
(4) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)	785,195

3.退職給付費用に関する事項(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(1)	勤務費用	167,527千円
(2)	利息費用	32,009
(3)	期待運用収益	12,331
(4)	会計基準変更時差異の費用処理額	-
(5)	数理計算上の差異の費用処理額	23,224
(6)	その他 (注)	25,670
(7)	退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	236,101

(注)確定拠出年金への掛金拠出額であります。

- 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
 - (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準
 - (2) 割引率
- (3) 期待運用収益率 1.8%
- (4) 数理計算上の差異の処理年数 10年
- (5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

第14期

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成23年3月31日現在)

(1) 退職給付債務	1,968,146千円
(2) 年金資産	1,153,361
(3) 未認識数理計算上の差異	187,757
	627.026

3.退職給付費用に関する事項(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(1)	勤務費用	164,361千円
(2)	利息費用	33,939
(3)	期待運用収益	17,115
(4)	会計基準変更時差異の費用処理額 -	
(5)	数理計算上の差異の費用処理額	17,274
(6)	その他 (注)	32,017
(7)	退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)	230,478

(注)確定拠出年金への掛金拠出額であります。

- 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
 - (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準
 - (2) 割引率
- 1.8%
- (3) 期待運用収益率
- 1.8%
- (4) 数理計算上の差異の処理年数 10年
- (5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

(セグメント情報等)

第14期

自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1.製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を 超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(関連当事者情報)

- . 第13期(自 平成21年4月1日至 平成22年3月31日)該当事項はありません。
- . 第14期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
 - 1.関連当事者との取引 該当事項はありません。
 - 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

第13期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

1株当たり純資産額 7,459,133円98銭 1株当たり当期純利益 1,057,074円56銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 13,733,618千円 普通株式に係る当期純利益 13,733,618千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳

- 千円

普通株式の期中平均株式数 12,992株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株 式の概要

該当事項はありません。

第14期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日

1株当たり純資産額 8,094,863円52銭 1株当たり当期純利益 797,209円72銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 10,356,511千円 普通株式に係る当期純利益 10,356,511千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳

- 千円

普通株式の期中平均株式数 12,990株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株 式の概要

該当事項はありません。

<u>次へ</u>

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		第15期中間会計期間末 (平成23年 9 月30日現在)	
区分	注記番号	金額 (千円)	
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金			2,467,181
有価証券			20,164,759
前払費用			75,091
未収委託者報酬			1,756,322
繰延税金資産			429,403
その他			433,974
流動資産合計			25,326,733
固定資産			
有形固定資産			582,582
建物	1	229,140	
器具備品	1	165,925	
土地		186,000	
リース資産	1	1,516	
無形固定資産			1,486,857
投資その他の資産			57,839,824
投資有価証券		56,769,890	
従業員貸付金		12,475	
長期差入保証金		615,535	
繰延税金資産		420,143	
その他		92,580	
貸倒引当金		70,800	
固定資産合計			59,909,263
			85,235,997

		第15期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
区分	注記番号	金額(千円)	
(負債の部) 流動負債 リース債務			1,592
預り金			46,415
未払金			936,507
未払収益分配金 未払償還金 未払手数料 その他未払金		1,313 66,827 709,660 158,706	330,301
未払費用			669,198
未払法人税等			3,079,193
賞与引当金			432,134
役員賞与引当金			39,000
流動負債合計			5,204,041
固定負債			
時効後支払損引当金			39,156
退職給付引当金			581,225
役員退職慰労引当金			223,020
固定負債合計			843,402
負債合計			6,047,443
(純資産の部)			
株主資本			
資本金 			2,680,000
資本剰余金			670,000
資本準備金		670,000	75 040 400
利益剰余金 その他利益剰余金		75,910,100	75,910,100
繰越利益剰余金		75,910,100	
自己株式			46,354
株主資本合計			79,213,746
評価・換算差額等			05.404
□ その他有価証券評価差額金 □ 評価・換算差額等合計			25,191
計画・授昇左領寺古司 			25,191
			79,188,554
負債・純資産合計			85,235,997

(2)中間損益計算書

(2)中间换盆引昇音			
		第15期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	
区分	注記番号	金額(千円)	
営業収益			
委託者報酬			23,322,393
投資顧問料			361,176
営業収益計			23,683,570
営業費用・一般管理費			
営業費用			12,778,821
		9,705,164	
その他営業費用		3,073,656	
一般管理費	1		3,832,692
営業費用・一般管理費計			16,611,513
営業利益			7,072,056
営業外収益			
受取利息及び配当金		301,733	
時効成立分配金・償還金		813	
その他		2,917	
営業外収益計			305,464
営業外費用			
投資有価証券売却損	2	57,092	
その他		9,019	
営業外費用計			66,112
経常利益			7,311,409
 特別利益			
· 投資有価証券売却益		11,814	
特別利益計		11,014	11,814
特別損失			11,014
(村別領大 投資有価証券売却損		5,519	
投資有個証券記述損 投資有価証券評価減		12,330	
投資有過能分計過 <i>減</i> 特別損失計		12,330	17,849
17700360 1 税引前中間純利益			7,305,374
がいいいにはいる			2,963,245
法人税等調整額			38,171
中間純利益			
一个问代创金			4,303,957

(0) 不同你工具不守交勤们并自	(単位:千円)
	第15期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日
株主資本	
資本金	
当期首残高及び当中間期末残高	2,680,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高及び当中間期末残高	670,000
資本剰余金合計	
当期首残高及び当中間期末残高	670,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	101,609,762
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,003,619
中間純利益	4,303,957
当中間期変動額合計	25,699,662
当中間期末残高	75,910,100
利益剰余金合計	
当期首残高	101,609,762
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,003,619
中間純利益	4,303,957
当中間期変動額合計	25,699,662
当中間期末残高	75,910,100
自己株式	
当期首残高	45,329
当中間期変動額	
自己株式の取得	1,024
当中間期変動額合計	1,024
当中間期末残高	46,354

	•	
<u>訂正有価証券届出書(</u> 内国投資信託受	益証券)
第15期中間会計期間		

	第15期中間会計期間 自 平成23年4月1日
 株主資本合計	至 平成23年9月30日
当期首残高	104,914,433
当中間期変動額	104,314,433
到 中间	30,003,619
中間純利益	4,303,957
自己株式の取得	1,024
当中間期変動額合計	25,700,687
当中間期末残高	79,213,746
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	226,349
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	251,540
当中間期変動額合計	251,540
当中間期末残高	25,191
評価・換算差額等合計	
当期首残高	226,349
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	251,540
当中間期変動額合計	251,540
当中間期末残高	25,191
純資産合計	
当期首残高	105,140,782
当中間期変動額	
剰余金の配当	30,003,619
中間純利益	4,303,957
自己株式の取得	1,024
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	251,540
当中間期変動額合計	25,952,227
当中間期末残高	79,188,554

[重要な会計方針]

第15期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1)満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定している)

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上 しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

第15期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末における要支給額を計上 しております。

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4.外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

[追加情報]

第15期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び 誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤 謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

第15期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物534,667千円器具備品504,037千円リース資産7,253千円計1,045,958千円

(中間損益計算書関係)

第15期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日

1. 当中間会計期間の減価償却実施額は以下のとおりであります。

有形固定資産48,936千円無形固定資産307,308千円計356,244千円

2. 当社が運用等を行う投資信託の受益権を解約したことによるものであります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第15期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日

1.発行済株式の種類及び総数

(単位:株)

	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
発行済株式				
普通株式	12,998	-	-	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数

(単位:株)

	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
自己株式				
普通株式	9	0	-	9

3.配当に関する事項

配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1 株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成23年 6 月27日 定時株主総会	普通 株式	30,003百万円	2,310,000円	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月28日

(リース取引関係)

第15期中間会計期間末(平成23年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内591,839千円1年超1,188,732千円合計1.780.572千円

(金融商品関係)

第15期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。 ((注2)参照)

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	2,467,181	2,467,181	-
(2)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	9,967,056	9,958,452	8,603
その他有価証券	66,836,763	66,836,763	-
(3)未収委託者報酬	1,756,322	1,756,322	-
資産計	81,027,324	81,018,720	8,603
(1)未払手数料	709,660	709,660	-
(2)未払法人税等	3,079,193	3,079,193	-
負債計	3,788,853	3,788,853	-

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

<u>資産</u>

(1)預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第15期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	130,830

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから 時価評価しておりません。

(有価証券関係)

第15期中間会計期間末(平成23年9月30日現在)

1.満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表	国債社債	- 4,405,797	- 4,424,902	- 19,104
計上額を超えるもの	その他	4,160,538	4,196,932	36,394
	小計	8,566,335	8,621,834	55,498
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	国債 社債 その他	- 1,400,720 -	- 1,336,618 -	- 64,102 -
	小計	1,400,720	1,336,618	64,102
合計		9,967,056	9,958,452	8,603

第15期中間会計期間末(平成23年9月30日現在)

(単位:千円)

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(1) 株式	34,162	17,443	16,719
	(2)債券			
中間貸借対照表	国債	22,672,075	22,611,197	60,877
計上額が取得原	社債	16,081,953	15,963,801	118,152
価を超えるもの	その他	10,368,449	10,299,272	69,176
	(3)その他	2,158,410	2,067,228	91,182
	小計	51,315,051	50,958,942	356,108
	(1)株式	8,484	9,754	1,270
	(2)債券			
中間貸借対照表	国債	9,490,391	9,494,861	4,470
計上額が取得原	社債	1,661,895	1,717,852	55,957
価を超えないもの	その他	-	-	1
	(3)その他	4,360,942	4,739,461	378,519
	小計	15,521,712	15,961,930	440,218
合計		66,836,763	66,920,873	84,109

- (注1)取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のある株式について12,330千円減損処理を行っております。なお、中間会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。
- (注2) 非上場株式(中間貸借対照表計上額130,830千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第15期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1.製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
 - (1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第15期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日

1 株当たり純資産額6,096,848円77銭1 株当たり中間純利益331,368円30銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第15期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日
中間純利益(千円)	4,303,957
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	4,303,957
普通株式の期中平均株式数(株)	12,988

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを 内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の 信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有 する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同 じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会 社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同 じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項 該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額(百万円) 平成23年9月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法。以下同じ。)に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>(平成23年9月末現在)

名称 :日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金 : 10,000百万円

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 投資顧問会社

名称	パートナー出資の額 平成22年12月末現在	事業の内容
ウエリントン・マネージメント・ カンパニー・エルエルピー	523,000,000米ドル	各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) 平成23年9月末現在	事業の内容
臼木証券株式会社	255	金融商品取引法に定める第一種金融
株式会社SBI証券	47,937	商品取引業を営んでいます。
共和証券株式会社	500	
上光証券株式会社	500	
荘内証券株式会社	100	
新和証券株式会社	780	
スターツ証券株式会社	500	
ばんせい証券株式会社	1,558	
三津井証券株式会社	558	
三菱UFJモルガン・スタンレー	40,000	
証券株式会社	18,000	
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社琉球銀行	54,127	銀行法に基づき銀行業を営んでいま
スタンダードチャータード銀行	1,025,172	す。
株式会社島根銀行	6,636	
株式会社大東銀行	14,706	
株式会社長野銀行	13,000	
株式会社豊和銀行	12,495	
株式会社宮崎太陽銀行	12,252	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(2) 投資顧問会社

新興国高金利通貨オープン マザーファンドの運用指図等を行います。

(3) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

- (1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。 該当事項はありません。
- (2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

受託会社

該当事項はありません。

投資顧問会社

該当事項はありません。

販売会社

EDINET提出書類 国際投信投資顧問株式会社(E12428) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年2月8日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル高金利通貨オープン(毎月決算型)の平成23年6月23日から平成23年12月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル高金利通貨オープン(毎月決算型)の平成23年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

<u>次へ</u>

独立監査人の監査報告書

平成23年6月27日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 が別途保管しております。

<u>次へ</u>

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月21日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

EDINET提出書類 国際投信投資顧問株式会社(E12428) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。